

## ◆第429条

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第429条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、

当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

### 一 取締役及び執行役 次に掲げる行為

イ 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

### ハ 虚偽の登記

二 虚偽の公告（第440条第3項に規定する措置を含む。）

二 会計参与 計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 監査役及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

### 【条文の概要】

本条1項は、役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うべき旨を定めている。役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人。423条1項）は、会社と委任の関係に立つから（330条）、自己の任務を遂行するに当たり、会社に対しては受任者として善管注意義務を負うが（民法644条）、第三者（会社以外の者）との間ではそうした関係にあるわけではなく、任務遂行上第三者に損害を被らせても、一般不法行為法の規定により損害賠償責任を負うにとどまるはずである。しかし、会社法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占め、とりわけ取締役の職務執行は株式会社の活

動がそれに依存することを考慮し、第三者保護の立場から、役員等が悪意・重過失により会社に対する任務を解怠し、それによって第三者に損害を被らせたときは、当該任務解怠行為と第三者的損害との間に相当因果関係がある限り、役員等が直接に第三者に対しその損害を賠償する責任を負うべき旨を規定したと、判例は解している（最大判昭和44.11.26民集23巻11号2150頁〔27000766〕）。

本条1項にいう第三者は、会社債権者である例が多いので、この責任が問題になるケースは、実際に、会社に資力がない場合、すなわち会社が中小企業である場合が多い。中小企業に会計参与・会計監査人が置かれている例は少なく、監査役の職務権限も限られていることが多いから（389条1項、会社法整備法24、53条）、本条1項の責任は、实际上、取締役について問題となることが多い。

本条2項は、取締役、執行役、会計参与、監査役、監査委員又は会計監査人が同項各号に定める行為（一定の書類等の虚偽記載、虚偽の登記、虚偽の公告等）を行い、第三者に損害を被らせた場合には、行為者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、第三者的損害を賠償する責任を負うべき旨を定めている。役員等が虚偽の開示により第三者に損害を被らせた場合に関する責任を規定したものであるから、金商法上の役員等の民事責任（金商法21条、22条、24条の4）に類似する。なお、近時の法改正により会社法上新たな開示書類等が法定されたにもかかわらず（301、775条等）、本条2項がその改正をフォローしていないことによる制度の不整合が生じている感は否めない。

株式会社の清算人につき、本条に類似する規定があり（487条）、株式会社の発起人等、持分会社の業務を執行する有限責任社員及び法人である業務執行社員の職務執行者、並びに持分会社の清算人につき、本条1項に類似する規定が置かれている（53条2項、596条、598条2項、653条）。

#### \*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 本条1項の責任の性質・内容
- 2 「悪意又は重大な過失」の基準
- 3 第三者的損害
- 4 中小企業の名目的取締役等の責任
- 5 本条2項の責任の性質・内容
- 6 不実開示に関する金融商品取引法上の民事責任

### 〔論点 1〕 本条1項の責任の性質・内容

- 1 役員等の会社に対する任務解怠を要件とする特別の法定責任

本条1項の役員等の第三者に対する損害賠償責任は、不法行為責任とは別個に会社法が定めた、特別の法定責任である。すなわち、不法行為責任は、第三者の権利又は法律上保護される利益の侵害についての役員等の故意・過失が要件であるのに対し（民法709条）、本条1項の責任は、役員等の「会社に対する任務解怠」についての悪意・重過失が要件である（最大判昭和44・11・26民集23巻11号2150頁〔27000766〕）。言い換えると、本条1項の責任と不法行為責任とは両立し得るのであって、本条が存在することは、役員等の第三者に対する不法行為責任が生ずることを妨げるものではないし、また、本条の責任は、会社が代表者の行為により第三者に対し損害賠償責任を負うこと（350条）を前提とするものでもない（前掲昭和44年最大判）。

## 2 間接損害・直接損害の双方の包含

### (1) 間接損害

役員等の会社に対する任務解怠があれば、会社に損害が生ずるケースが多いであろう。会社が当該損害を被り、その結果第三者が損害を被る（例えば、会社が役員等の行為により損害を被って倒産し、その結果会社債権者が債権を回収できなくなる）場合が「間接損害」の事例と呼ばれる（論点2・1）。

間接損害のケースにつき株主が本条1項に基づき役員等の責任を追及できるかについては、後述する（論点3・1(1)）。

### (2) 直接損害

役員等に会社に対する任務解怠があっても、会社に損害が生ずるとは限らない。例えば、株主総会において退任取締役への退職慰労金の支給が決議されたにもかかわらず、取締役がその支給の手続をとらないことは、取締役の総会決議遵守義務（355条）に反する行為であり、当該取締役には、会社に対する任務解怠があるといえよう。しかし、取締役の当該解怠行為から会社には損害は生じておらず、損害を被るのは退任取締役のみである。この場合、当該退任取締役は、本条1項に基づき取締役の責任を追及し得る（東京地判平成6・12・20判タ893号260頁〔27828845〕）。このように、会社に損害がなく、直接に第三者が損害を被る場合が「直接損害」の事例と呼ばれる（論点2・2参考）。

直接損害の1類型に、会社が倒産に瀕した時期に取締役が返済の見込みのな

い金銭借入れ、代金の支払見込みのない商品購入等を行い、会社の倒産により契約相手方が損害を被るタイプがある。この場合、当該契約相手方に対し取締役の不法行為責任が生ずることはともかく（最一小判昭和47・9・21判時684号88頁〔27802211〕）、本条1項に基づく取締役の責任が生ずるとすれば、何が取締役の「会社に対する任務懈怠」なのかが問題である。当該取締役は、会社の利益のためベストを尽くしているようにも思えるからである。

判例には、その点の理由を詳しく述べるものはないが（【事例】参照）、有力な学説は、債務超過又はそれに近い状態の会社は、株主が有限責任の結果失うものがないためイチかバチかの投機に走り、会社債権者の損害を拡大しがちであるところから、取締役には、会社再建の可能性、倒産処理等を検討すべき善管注意義務が課され、その任務懈怠が問題となる（言い換えると、債務超過（株主の持分は零）の状態になると、「会社債権者の利益の最大化」が取締役の会社に対する善管注意義務の内容となる）と解している（吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護」法学協会雑誌102巻8号（1985年）1480頁）。

### 3 過失相殺

本条1項の取締役の責任は、特別の法定責任であり、不法行為責任ではないが、民法上の過失相殺の規定（民法722条2項）は、損害賠償の制度を貫く衡平の原則の一適用にほかならないから、損害を被った第三者に過失があったときは、その法理の適用が認められる（東京地判昭和51・9・29判タ351号292頁〔27411715〕）。

### 4 遅延損害金

本条1項に基づく損害賠償債務は、法が役員等の責任を加重するため特に認めたものであって、不法行為に基づく損害賠償債務の性質を有するものではないから、役員等が履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものであり、かつ、その損害賠償債務は、商行為によって生じた債務（商法514条）ではないから、遅延損害金の利率は、民法所定の年5分である（最一小判平成元・9・21判タ714号83頁〔27805417〕）。

### 5 消滅時効期間

本条1項に基づく役員等の責任は、通常、第三者と会社との間の法律関係を

基礎として生ずるものであって、不法行為責任のように、通常、未知の当事者間に予期しない偶然に基づき発生し、賠償請求を受けるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明である結果、加害者が極めて不安定な立場に立たされることから短期消滅時効（民法724条）が設けられているのとは場合が異なるから、その消滅時効期間は、民法167条1項により10年である（最三小判昭和49・12・17民集28巻10号2059頁〔27000401〕）。

### ■事例

A株式会社は、建築業を目的としてY<sub>1</sub>が出資者、Y<sub>2</sub>が代表取締役、Y<sub>3</sub>が取締役となり平成5年2月に設立されたが、同年5月に注文主とのトラブルから未収金が発生し、平成6年末には未処理損失1億1582万円を計上した。Xが平成7年5月に自宅建築のため前払金等3084万円を支払った時には、A社は、既に当該入金をXの自宅建築のため使用できる状態ではなく、工事に着工しないまま業務を閉鎖した。裁判所は、A社の経営状態を知悉するY<sub>3</sub>には、Xに損害を与えないよう請負契約の締結を避けるべき義務があるにもかかわらず、資金繰りの逼迫を一時的にでも解消しようとして前払金等を受領した点で職務を行うにつき重過失があり、Y<sub>2</sub>には、Y<sub>3</sub>の行為の監視を怠った点で重過失があるとして本条1項の責任を認め、取締役ではないがA社の実質的経営者であったY<sub>1</sub>については、Y<sub>3</sub>がXから支払を受けることを承認したことが不法行為に当たると判示した（東京地判平成9・12・18判タ970号235頁〔28031553〕）。

### ○論点 2 「悪意又は重大な過失」の基準

本条1項の責任は、役員等にその職務を行うについて「悪意又は重大な過失」があることを要件としている。したがって、「悪意又は重大な過失」といえるか否かが問題となるが、その基準をめぐっては、特に取締役の場合につき、極めて多数の裁判例がある。次に、役員等の行為・懈怠の類型ごとに、悪意・重過失が認められた例、認められなかつた例を検討する。

#### 1 会社財産を減少させる行為

取締役が経営の失敗によって会社財産を減少させた結果、会社が倒産し、会社債権者が損害を受けるケースは、間接損害の典型事例である。このケースにつき取締役の悪意・重過失が認められた裁判例は、2つに大別できる。

第1は、悪意・重過失に当たる行為・懈怠が特定できるケースである。行為が特定できる例には、利益相反的行為（【事例】①参照）、他社への放漫貸付け

（【事例】②参照）、手形を詐取される（大阪地判昭和59・8・17判タ541号242頁〔27413009〕）、夜逃げ（水戸地判昭和59・1・26判タ523号224頁〔27490711〕）等がある。しかし、新規事業進出の失敗についての悪意・重過失が争われた事例では、経営の建て直しを意図した行為が失敗したにすぎず、取締役に悪意・重過失は認められないとして、責任が否定された例が少なくない（【事例】③参照、東京地判平成4・9・22労働判例617号40頁〔27819822〕、千葉地判平成5・3・22判例地方自治121号51頁〔27970293〕等）。

取締役の特定の懈怠行為（それによる会社倒産）が悪意・重過失によると認められた例には、主要取引先の経営破綻の可能性の看過（東京高判昭和50・1・29判時771号77頁〔27411620〕）、食品衛生法違反行為のは是正の懈怠（名古屋高金沢支判平成17・5・18判時1898号130頁〔28101391〕）、商品先物取引業者である会社における分離保管義務の懈怠（東京地判平成19・5・23金融商事1268号22頁〔28131279〕）等がある。

第2は、杜撰な事業計画による創業（東京地判昭和56・12・25判時1051号147頁〔27412087〕、東京地判昭和58・5・6金融商事695号37頁〔27490647〕、京都地判平成3・11・25判時1423号126頁〔27811655〕、東京地判平成6・12・21判時1540号117頁〔27828090〕、津地判平成7・6・15判タ884号193頁〔27827898〕等）、又は、経営悪化に際し抜本的対策を講じないまま事業を継続した（【事例】④参照、京都地判昭和55・10・14下級民集32巻5=8号741頁〔27411973〕、東京地判昭和56・11・27判タ463号133頁〔27412077〕、大阪地判昭和57・5・26下級民集32巻5=8号828頁〔27412126〕等。なお、大阪高判昭和59・10・19判時1153号219頁〔27413021〕（取締役に会社の赤字解消への努力に欠ける点があったとしても、悪意・重過失とまでは認められないとされた例））といった、いわば取締役の経営姿勢一般が同人の悪意・重過失による職務執行と認められると判断する裁判例である。こうした抽象的な「放漫経営」の指摘は、会社が倒産に瀕した時期に取締役が返済の見込みのない金銭借入れ等を行うことにより契約相手方に損害を被らせる直接損害の事例にもしばしば現れ（東京高判昭和53・5・29下級民集32巻5=8号542頁〔27411811〕等）、このように取締役の経営姿勢一般に関する悪意・重過失を認定して責任を認めることがある点が、取締役の会社に対する責任（423条1項）の事例と異なる、本条1項の取締役の責任に関する裁判例